

令和7年2月

外国籍のお客さまへ

瀬戸信用金庫

「在留期間」等の確認についてのお願い

平素は瀬戸信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、日本に居住する外国籍のお客さまと円滑なお取引をさせていただくため、新規口座開設時に在留カード等をご提示いただき、国籍、在留資格、在留期間等の確認させていただいております。

また、すでにお取引いただいているお客さまにつきましても、在留期間を更新された場合やご住所などに変更があった場合には、下記の書類をご持参のうえ当金庫の店舗へお届けいただくようお願いいたします。

口座開設目的と異なる取引が判明した場合や、在留期間（満了日）を超過してもお届けがない場合には、預金規定に基づき、お取引の全部または一部を制限させていただきます。

在留期間を更新されない場合、または口座を使用しなくなった場合には、口座解約の手続きをお願いいたします。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

▼ご持参いただくもの

1. 在留期限を更新した最新の在留カード（原本）
2. 通帳・キャッシュカード
3. お届け印（引っ越し等で当金庫にお届けいただいている情報が変更されている場合や口座を解約する場合）

以 上